



上水道

☎ 経営課 料金係 ☎0980-53-1212(内線362/363/364/365) 直通番号 ☎0980-52-0786

名護市の水道料金は2ヶ月ごとの請求になっています。入居・名義変更の手続きは環境水道部経営課で受付となります。

上水道料金

名護市水道料金(2ヶ月料金表)

種別	用途	基本料金(2ヶ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
		水量	料金(税抜)	水量(単位は立方メートル)	料金(税抜)
専用給水装置	家庭用	12立方メートルまで	1,660円	12を超え20まで	100円
				20を超え60まで	186円
				60を超えるもの	212円
	営業用	20立方メートルまで	3,800円	20を超え100まで	240円
				100を超え200まで	270円
				200を超え600まで	280円
				600を超え2,000まで	305円
	官公署用	20立方メートルまで	4,000円	2,000を超えるもの	330円
				20を超え200まで	255円
				200を超え600まで	275円
				600を超え1,200まで	295円
				1,200を超え4,000まで	315円
臨時給水装置	臨時用		1立方メートルにつき	500円	
私設消火栓	消防用		1個1回3分につき	500円	

漏水の発見方法及び修理について

漏水(水漏れ)は、お客様の負担が増えるだけでなく、限りある資源の無駄遣いにつながります。定期的にメーターを見て、漏水の早期発見に心がけましょう。

◆漏水の発見方法は?

まず屋敷内の蛇口を全部閉めた状態で水道メーターを見てみましょう。その時パイロット(左図参照)が回ってれば漏水の可能性がありますので、すぐに市指定の業者へ修理の依頼(有料)をしてください。

※屋上タンクがある場合は、蛇口が閉まってもタンクへの給水のためにパイロットが回る場合がありますので、タンクが満水になっている時(早朝、水を使用する前が最適です。)にお試しください。



◆漏水するとどうなるの?

漏水は日ごとに多くなります。そしてその水道料金はおお客様の負担になります。減額申請(一回限り)もできますが、それでも通常の料金より高額になることがあります。

◆漏水修理の境界線は?

漏水修理にかかる費用については、右図のように市のメーターを境界としてお客様の負担か、市の負担かに区分されます。



— (広告) —



名護市管工事業協同組合

〒905-0005 沖縄県名護市字為又1219-201
E-mail nagokan@mco.ne.jp

電話 (0980)53-1932
FAX (0980)52-7250

(有)伊波設備
☎52-4026
金城電器
☎52-4315
株式会社電工
☎53-1793
株崎浜電工
☎53-2137
(有)三興建設工業
☎52-5576

(資)島弘水道土木
☎52-4593
(株)新光産業
☎53-5934
(有)末吉電水工業
☎53-2745
(有)ダイキ産業
☎52-8401
(有)大伸電設工業
☎54-2438

(有)平良設備工業
☎53-7283
(有)友屋工業
☎52-3916
(株)名護電水センター
☎52-2813
(株)秀KEN
☎52-4553
(有)北部空調設備
☎53-1253

(有)北部電水工業
☎53-7845
(有)北勇工業
☎58-2812
北琉計装(株)
☎53-4873
株松電
☎43-6504
株丸信
☎52-4019
(有)丸正工業
☎53-2134

(有)嶺井工業
☎53-2992
(有)宮里電気
☎58-1437
(有)名桜電水
☎51-1975
盛産業
☎58-2958
(資)ヤナギ電設工業
☎53-1593
(株)山浩商事
☎52-2418

◆屋敷外での漏水を発見した時は？

路面が濡れている、水が道路から噴き出ている等、屋敷外での漏水を発見した場合は、工務課管理係又は名護市管工事業協同組合へ連絡をお願いします。

●名護市環境水道部工務課管理係 ☎0980-52-1962

※営業時間…祝祭日を除く月～金曜日
午前8時半～午後5時15分まで

●名護市管工事業協同組合 ☎0980-53-1932

※営業時間…夜間・土日・祝祭日も対応しています。

下水道

問 工務課管理係 ☎0980-52-1962

公共下水道への接続は、市排水設備指定工事店に工事を依頼し、申請書を提出してください。

下水道料金

名護市下水道料金(2ヶ月料金表)

種別	基本料金(2ヶ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	汚水量	料金(税抜)	汚水量(単位は立方メートル)	料金(税抜)
一般家庭排水	20立方メートルまで	1,200円	20を超え60まで	70円
			60を超えるもの	75円
業務用排水	20立方メートルまで	1,700円	20を超え100まで	100円
			100を超え200まで	110円
			200を超え600まで	125円
			600を超え1,200まで	140円
			1,200を超え2,000まで	165円
			2,000を超えるもの	185円
公衆浴場排水	200立方メートルまで	4,000円	200を超えるもの	20円

※月中途の入転居等については、1ヶ月料金にて計算される場合があります。

※上下水道料金についての詳細は、経営課料金係までお問い合わせください。

※上記表にて計算した金額に消費税及び地方消費税が加算されます。

汚水管のつまりについて

問 工務課管理係 ☎0980-52-1962

汚水管の詰まり・汚水マンホール蓋について

汚水管の詰まり、汚水マンホール蓋の騒音、がたつきや破損などを発見した場合は工務課管理係へご連絡をお願いします。

※営業時間…祝日を除く月～金曜日

(午前8時～午後5時15分)

下水道に流してはいけないもの

×野菜くずや食べ残し…よく水を切って燃えるごみに出すか、生ごみ処理機などで処理してください。

×水に溶けない紙おむつ、たばこやガム…下水道に流さず、分別してごみに出してください。

×てんぷら油などの廃油…排水管の中で固まり、詰まりの原因や処理機の機能低下につながります。油凝固剤などを利用して固め、燃えるごみに出してください。

〈広告〉

総合水処理

快適な生活環境を創造する…



オクスイ商事

代表者 金城 勇

水が変われば暮らしも変わる！

「家中の水を軟水にする」

全自動型 **軟水機**

本社 / 沖縄県名護市字茂佐 917-4

TEL:(0980)53-4991

FAX:(0980)54-3750

電気設備・給排水衛生設備

空調設備・防災設備・土木工事



有限会社 **大伸電設工業**

代表取締役 大城 正俊

〒905-0019 沖縄県名護市大北 5-19-29

TEL 0980-54-2438

FAX 0980-54-3202

E-mail : taishin@ruby.plala.or.jp

名護市給排水設備工事指定店

M 盛産業

代表者 小橋川 政盛

〒905-1147 沖縄県名護市字田井等 656 番地 1

営業種目

給排水工事・冷暖房工事・土木工事
機械設備工事・電気工事



TEL0980-58-2958

FAX0980-58-2953

morisangyou@woody.ocn.ne.jp

犬を飼う際の手続について

問 環境対策課 環境保全係 ☎0980-52-0003

- 1頭につき1回限り、飼い犬登録手続(手数料 3,000円)が必要です。
- 飼い犬は、年に1回、狂犬病予防注射を接種しなければなりません。
- 注射接種後、注射済票の交付(手数料 550円)を受けなければなりません。

危険な生きものについて

問 環境対策課 環境保全係 ☎0980-52-0003

- ハブを発見したときは、連絡してください。
- 野犬の被害にあっているときは、連絡してください。
- ハチの巣を発見したときは、連絡してください。

不法物件

問 建設土木課 管理係 ☎0980-53-1212(内線248/232)
直通番号 ☎0980-53-1217

市内の市道上で不適切な看板や横断幕の設置が見受けられます。道路法の規定により道路用地に個人が許可なく看板等を設置することは禁止されています。違反した場合は、同法の規定により処罰されることもあります。



建築

問 建築住宅課 建築相談係 ☎0980-53-1212(内線223)

建物を建てるには？

建築確認申請とは？	本市は、全域都市計画区域に指定されており、建物を建築(新築・増築・改築・移転)する場合は県の建築主事又は、指定確認検査機関に建築確認申請書を提出しなければなりません。
都市計画用途地域とは？	用途地域ごとに建てられる建物と建てられない建物の用途が定められています。建物を建てる敷地の用途地域を確認しましょう。用途地域によって建ぺい率や容積率も異なります。
敷地に接している道路とは？	建物を建てるための敷地は基本的に幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。建築基準法の道路か確認しましょう。

景観について

問 建築住宅課 建築相談係 ☎0980-53-1212(内線223)

建築物

- ◆ 行為の種類
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え、色彩の変更
- ◆ 届出が必要な行為の規模
高さ10m※1を超えるもの、又は、建築面積※2が300㎡以上のもの。(勝山区は規模に限らず、すべてを届出の対象とする。)
※1:平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで(避雷針は除く)。
※2:建築基準法に基づく建築面積。



〈広告〉



総合建設業

沖縄県知事許可(般-29)第13393号

株式会社 長山建設

代表取締役 長山一也

名護市字安和 114-4

TEL 0980-53-8385

FAX 0980-53-8386

E-mail nagayamakensetu@bloom.ocn.ne.jp

工作物

◆行為の種類

新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え、色彩の変更。

◆届出が必要な行為の規模

- 擁壁で3m以上のもの。
 - 煙突・アンテナ等のうち、高さ10m^{*3}以上、又は築造面積300㎡以上のもの。
- ※3:最低地盤面から屋上設備の上端まで。
 c. 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線類(支持物を含む)で、高さ20m^{*4}以上のもの。
 ※4:最低地盤面から屋上設備の上端まで。
 d. 太陽光パネルで、築造面積1,000㎡以上のもの。

開発行為及びその他の行為

◆行為の種類

開発行為。土地の開墾、その他の土地の形質の変更。木竹の伐採。屋外における廃棄物、再生資材等の堆積。

◆届出が必要な行為の規模

- 行為面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。
- 伐採面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。
- 行為にかかる面積が1,000㎡以上のもの。

注)届出対象行為の詳細については、[名護市ホームページ\(トップページ上 まちづくり>個別計画>名護市景観まちづくり\)](#)をご覧ください。

建物を新築・改築したときの住居番号の届出

問 都市計画課 都市計画係 ☎0980-53-1212(内線229)
 直通番号 ☎0980-53-1214

住居番号の届出

住居表示を実施した区域で新築・改築をする方は新しい住居番号を設定する必要がありますので下記事項に留意して申請を行ってください。

(1)申請が必要な区域(住居表示実施区域)	ア 東江1~5丁目 イ 宮里1~7丁目 ウ 大西1~5丁目 エ 城 1~3丁目 オ 大南1~4丁目 カ 大中1~5丁目 キ 港 1~2丁目 ク 大東1~4丁目 ケ 大北1~5丁目
(2)申請書類	ア 住居新築届(届出用紙は都市計画課で受け取ってください) イ 建築確認済証(かがみ文)及び建築確認済みの見取図、配置図、平面図 ※なお、アパート、マンション等は、部屋番号まで住所となりますので各階の平面図及び立面図(部屋番号記載)が必要です。 ウ 印鑑(認印)
(3)新しい住居番号の表し方	例:名護市役所の場合 旧 名護市 字 名護905番地 新 名護市 港 一丁目1番1号

(4)注意事項

- 住居番号は、一定の基準により付番されますので、自分で番号をつけることはできません。誤った住居番号で届けられた住民票、登記の手続きは不完全なものとなり、再度の手続きが必要となります。
- 住居番号は住所だけを表す番号で、不動産登記や戸籍の本籍に使用されている家屋番号や土地の地番とは関係ありません。

空家等に関する相談

問 建築住宅課 建築相談係
 ☎0980-53-1212(内線223)

空家の中には適正な管理がされず、安全性の低下や公衆衛生の悪化などの面で、周辺環境に様々な影響を及ぼしているものがあります。このような空家についての相談を受け、「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成27年5月26日施行)」、名護市空家等対策計画(平成30年3月)に基づいた対応をおこなっています。

◆空家等の所有者等へのお願い

本来、空家等の管理についてはすべて所有者等の責任においておこなうべきものです。空家等対策の推進に関する特別措置法においても所有者等の責務として「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適正に管理しなければならない」と規定しています。

所有者等の皆さまは自己の所有する空家等について、定期的な点検や補修を行うなど、空家等の適正な管理に努めましょう。

市営住宅

問 建築住宅課 市営住宅係
 ☎0980-53-1212(内線114/146)

入居申込み資格

- 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(夫婦、親子、婚姻予約者)
 ※単身入居の場合…60歳以上・障がい者・生活保護受給者等(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)
- 市内に住所を有し、現に居住していること。
- 現に住宅に困窮していることが明らかであること。(県営住宅・市営住宅からの転居は認めない。)
- 公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。
- 市税等を滞納していないこと。
- 申請者又は同居者、若しくは同居しようとする者が暴力団員でない者。



道路占用許可申請

問 建設土木課 管理係 ☎0980-53-1212(内線248/232)
直通番号 ☎0980-53-1217

道路占用許可申請

○道路占用とは？

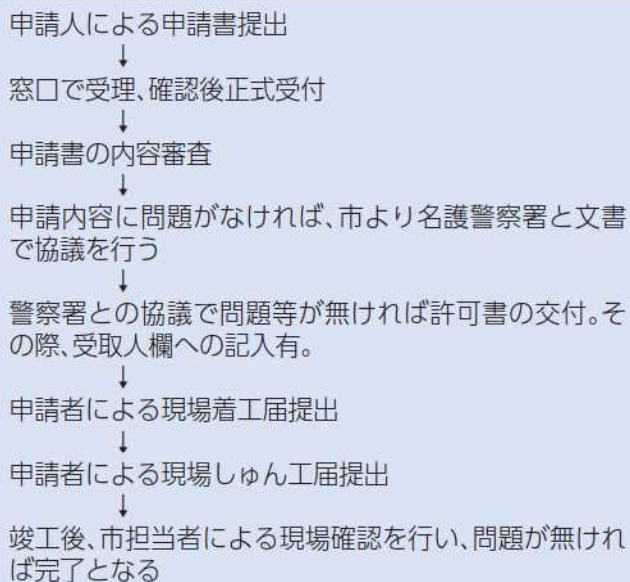
道路にはみ出して看板や日よけを設置したり、道路に管路やケーブル等の施設を設置して、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この「道路の占用」には地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合も該当します。

○道路占用許可申請

「道路の占用」をするためには、当該道路を管理している「道路管理者」の許可を受けなければなりません。名護市が直接管理している市道路については市窓口にて占用許可申請をすることとなります。

沖縄県管理の県道及び国道であれば沖縄県の窓口、国道事務所管理の国道であれば国道事務所の窓口でそれぞれ申請書を提出します。

申請から完了までの手順



都市公園行為・占用許可申請

問 維持課 公園維持係 ☎0980-53-1212
(内線243/336)

都市公園行為・占用許可申請

○公園行為・占用とは？

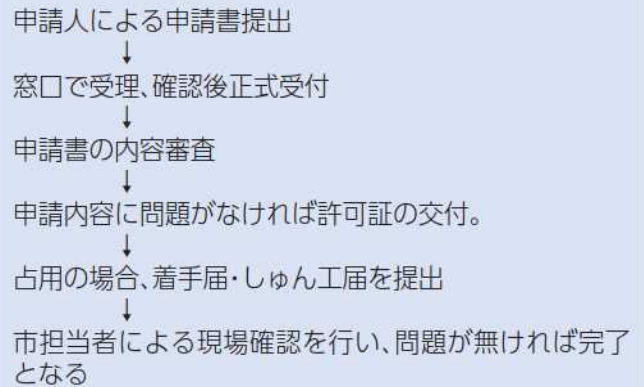
公園施設の全部又は一部を独占して使用することを「行為」といい、公園内に公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けることを「占用」といいます。しかしあらゆるものが認められるわけではなく、公共性の強いもの、公園利用を著しく阻害することの無いもの等であり、都市公園法及び名護市都市公園条例で制限されているので留意してください。

○公園行為・占用許可申請

公園での行為・占用をするためには、当該公園を管理している「公園管理者」の許可を受けなければなりません。名護市が直接管理している公園については市窓口にて許可申請をすることとなります。

沖縄県管理の公園であれば沖縄県の窓口でそれぞれ申請書を提出します。

申請から完了までの手順



名護市農業委員会

問 名護市農業委員会事務局 ☎0980-53-1212
(内線271)

農業委員会の概要

農業委員会は、地方自治法の定めに従い「農業委員会等に関する法律」に基づき設置される行政機関で、市長から任命された農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員から構成され、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務を中心とした農地行政を担う行政委員会です。

農業委員等の構成

農業委員の定数が12人で、農地利用最適化推進委員が13人の構成となっており、任期はともに3年です。

農地の売買や貸借権の設定並びに解約

農地を農地として売買、贈与等で所有権を移転したり、貸借権を設定する場合には、農地法上の許可が必要（許可を受けなかった売買等は無効となります）になりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

また、農地の貸借権解除をする場合にも、農業委員会へお知らせください。

農地の転用

自分の農地であっても、宅地など農地以外に利用するときは農地法上の許可が必要になりますので、事前に農業委員会へご相談ください。

農地の有効利用

農地を有効に活用し、荒廃化させないために、農地の貸し付けや譲り渡し、又は農地の借り受けや譲り受けを希望する場合は、農業委員会が仲介に入りますので、お気軽に農業委員会窓口へご相談ください。



農地の下限面積について

農地を農地として売買や貸借権設定を行う場合は、農地法で下限面積制限の基準があります。これは、新たに農地の権利取得をした後においても、なお下限面積に満たない場合は農地法上の許可を受けられないことになります。

下限面積は、名護市では50a(アール)となっています。※年1回見直しがあります。

農業者年金制度の概要

農業者年金制度は、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。(注)

農地を持っていない農業者や家族従事者も加入でき、脱退も自由です。

●加入の申し込みやご相談は、最寄の農協か農業委員会事務局までお問い合わせください。

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。

農地の相続等の届出について

農地の権利を相続等によって取得したときは、農業委員会へその旨の届出をしなければなりません。ご希望により、農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

農地情報の公表について

農地法改正により、農地に関する情報提供の一環として、窓口及びインターネットで農地台帳及び地図が公表されることになりました。(※窓口とインターネットでは公表事項が異なります。)

詳しくは、名護市農業委員会へお問い合わせください。

名護農業振興地域整備計画

問 農業政策課 農地係 ☎0980-53-1212(内線272)

農用地区域とは

沖縄県が指定する農業振興地域において、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分について、市で農業振興地域整備計画を策定します。

農用地区域とは、農業の発展を図るため、土地の自然状況、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を総合的に考慮し、土地の農業上の利用その他農業振興に関する施策を推進することを目的として定める地域です。農業目的以外での利用はできません。

農用地区域の確認

農用地区域の確認は、必要事項を記入し申請の上、農業政策課において確認することができます。

※口頭での確認はできません。紙面(FAX可)で行います。

農業振興地域整備計画の変更(農用地区域の変更(編入・除外))

農用地区域の変更(編入・除外)は、概ね5年に1度行われる農業振興地域整備計画の総合見直しによるものと、いわゆる随時見直しによるものがあります。

※農用地区域の変更は、土地の利用や周辺農地への影響等総合的に考慮し判断されます。詳細については事前に担当者へご相談ください。

畜産、農業等に関する補助金

◆名護市優良種畜導入事業

園芸畜産課 畜産係 ☎0980-53-1212 内線262
肉用牛、乳用牛、豚、山羊の導入資金の一部を助成しています。

◆名護市優良繁殖雌牛保留事業

優良繁殖雌牛の自家保留に係る経費の一部を助成しています。

◆畜種種付事業

種付けを人工受精センターへお願いしている農家は、1回目の種付けの技術料と精液代の補助を受けています。

◆名護市子牛生産育成事業

肉用牛及び乳用牛の生産農家が子牛を生産した場合1頭につき15,000円以内を補助しています。(登記した牛に限る。)

◆消毒・衛生奨励事業及び悪臭改善対策事業

家畜伝染病予防や畜産経営により発生する悪臭の軽減を目的に牛・豚・採卵鶏農家に対して補助を行っています。(牛農家及び養鶏農家については組合に対しての補助になっています。)

◆家畜防疫対策事業

豚、採卵鶏を飼養している農家を対象に、豚丹毒等の予防注射に係る費用の一部を補助しています。

◆オガコ堆肥化奨励事業

市内畜産農家に対しオガコの購入費用の一部を補助しています。

◆農薬・堆肥の補助金

園芸畜産課 園芸係 ☎0980-53-1212(内線286)
名護市農業委員会 ☎0980-53-1212(内線271)
名護市農業委員会の農家名簿に登録されている方を対象に、農薬・堆肥の購入補助を行っています。

農家名簿の新規登録には要件を満たす必要があります。登録についてのお手続き、お問い合わせは農業委員会で行ってください。

※お電話による手続きはできません

森林の開発等に係る届出について

☎ 農林水産課 林務水産係 ☎0980-53-1212(内線283)

地域森林計画の対象となっている民有林において、開発に係る面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要となり、沖縄県に許可申請が必要となります。また、1haを超えない場合は、名護市に伐採届出が必要となります。

森林の土地を取得したときの届出について

☎ 農林水産課 林務水産係 ☎0980-53-1212(内線283)

地域森林計画の対象となっている民有林において、売買、相続等により、土地の所有権の移転が生じた場合は、名護市に所有者の変更届出が必要となります。

漁港施設の使用について

☎ 農林水産課 林務水産係 ☎0980-53-1212(内線216)

漁港施設を使用する際には、漁港管理者の認可を受けなければなりません。名護市が管理している漁港については農林水産課の窓口にて所定の手続きが必要となります。沖縄県管理の漁港(名護漁港)については、沖縄県農林水産振興センターで手続きをお願いします。

中小企業・小規模企業支援

☎ 商工・企業誘致課 商工係 ☎0980-53-7530

名護市商工会

事業主の抱える様々な経営に関するお悩み相談や、新規企業者への支援としてインキュベーションルームの設置とインキュベーションマネージャーによる総合的支援を行っています。

相談日:土日祝日、年末年始を除く 8:30~17:15

場 所:名護市大中1-19-24

名護市産業支援センター1階

☎0980-52-4243

沖縄県よろず支援拠点

売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

沖縄県商工会連合会 よろず支援拠点

☎098-851-8460

名護市サテライト

毎週水曜 9:00~17:00

名護市産業支援センター3F

中小企業のためのひまわりほっとダイヤル

弁護士の課題発見力があなたの事業の成功をサポートします。

全国共通専用ダイヤル:☎0570-001-240

受付時間:平日(祝日除く)

10:00~12:00/13:00~16:00

安全

☎ 総務部 総務係 ☎0980-53-1212(内線215)

交通安全

交通安全運動について

市では、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、次の4点を重点目標とする交通安全運動を年4回実施しています。

この運動は、広く市民に交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

1. 飲酒運転の根絶
2. 子どもと高齢者の安全な通行の確保
3. 高齢運転者の交通事故防止
4. 二輪車の事故防止

防犯

名護市における自主防犯ボランティアについて

「地域の安全は地域から」を合い言葉に、各区、サークル、民間業者が自主的に積極的に防犯活動を行っております。興味のある方は各区長又は名護地区防犯協会(☎53-6110)までお問い合わせください。

自転車のまちづくり

☎ 観光課 スポーツコンベンション係 ☎0980-53-7530

名護市は、自転車まちづくりを推進しており、市内の通勤、通学、買物、まちなか観光への自転車利用の促進を目的とした自転車指導レーンの整備等を行っています。

带状(自転車通行を優先)・矢羽根型(自動車・自転車が混在して通行可)の路面標表示があります。



～自転車の交通ルールやマナーを守りましょう～

自転車安全利用 五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
自転車が歩道を通行できる場合は、



- ①道路標識で指定された場合
②運転者が13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・身体の不自由な方
③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



- ②車道は左側を走行



- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行



- ④安全ルールを守る

飲酒運転は禁止



二人乗りは禁止



並進は禁止



夜間はライト点灯



信号を守る



信号無視 ×

交差点での一時停止と安全確認



飛び出し ×

- ⑤子どもはヘルメット着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるとき、乗車用ヘルメットをかぶせるようにしましょう。



「自転車の交通安全ブック」より引用
財団法人 全日本交通安全協会 発行

名護市斎場

問 環境対策課

☎0980-52-0003/52-1532 FAX52-1563

名護市斎場

- (1)住所:名護市大西4-20-16
(2)電話:☎0980-52-3279(名護市斎場) ☎0980-52-0003(名護市環境対策課)

※受付業務は下記で行っております。

- (3)受付:市民課戸籍係(市役所本庁) ☎0980-53-1212(内線172)

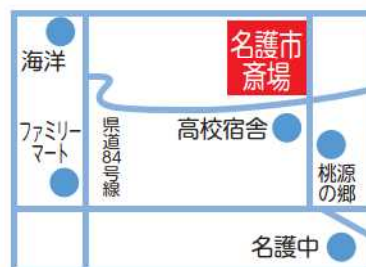
羽地支所 ☎0980-58-1221

久志支所 ☎0980-55-8102

屋部支所 ☎0980-52-2610

屋我地支所☎0980-52-8957

※「手術肢体等身体の一部」については環境対策課環境衛生係☎0980-52-0003



墓に関する手続について

問 環境対策課 環境保全係・環境衛生係

☎0980-52-0003

- 墓を建てる際は、事前に市から許可を得なければなりません。
必要な書類:①許可申請書、②誓約書、③自治会意見書、④隣接地権者意見書、⑤位置図、⑥墓の図面、⑦墓地予定地の登記簿謄本、⑧墓地予定地及び隣接地の公図、⑨農用地区域外証明書、⑩農業委員会意見書(農地の場合)
- 遺骨を移す改葬についても、事前に市から許可を得なければなりません。
- 必要な書類の様式等については、お問い合わせください。

宇茂佐墓園における使用基準に基づく届出

◆宇茂佐墓園

宇茂佐墓園の土地の売買を行ったり、園内に墓を建設するには基本的に名護市に住所を有するもので無ければなりません。

しかし、使用基準第5条にある市長が相当の理由があると認められる場合は特例で墓地を所有することができます。

(1)土地の売買等の手続き

土地売買等届出書を提出してください。

必要書類:①住民票 ②土地売買届出書 ③位置図 ④土地契約書の写し

(2)墓地使用・墳墓の工事手続き

墓地使用・墳墓設置許可申請書を提出してください。内容を審査し、問題がなければ許可証を交付いたします。

必要書類:①住民票 ②墓地使用・墳墓設置許可書 ③位置図 ④墳墓の構造が分かる図面 ⑤工事着手届
⑥工事完了届 ⑦登記簿謄本

地域ブロードバンド事業

問 情報政策課 情報政策係 ☎0980-53-1212(内線253)

名護市地域ブロードバンド化促進整備事業

近年、名護市街地においては、情報通信ネットワークを活用した民間事業者の回線サービスが提供され、より充実したインターネット環境が備わっています。しかしながら、屋我地地域・屋部地域・久志地域など一部地域においては、サービス提供にかかる採算性などの課題によりブロードバンド環境が整備されておらず、デジタルデバイド(情報格差)が発生しています。

このような背景に伴い、屋我地地域・屋部地域・久志地域のデジタルデバイド解消にむけ名護市がネットワーク環境を公設民営方式において整備する取り組みを進めています。

名護市ブロードバンドサービスの概要について

サービス対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ●久志東部地区…二見、大浦、大川、瀬嵩、汀間、三原、安部、嘉陽、天仁屋、底仁屋 ※源河区大湿帯地域を含む ●屋部地域…安和、山入端、勝山、屋部の一部 ●屋我地地域…饒平名、我部、運天原、済井出、屋我 ※振慶名区、田井等区の一部
毎月の利用料金	税抜 5,000円
初期工事費用	●久志東部地区、屋部、屋我地…23,000円(税抜)
インターネット接続	最大54Mbpsの伝送速度が確保できるベストエフォートサービス(伝送速度は理論値であり、速度を保障するものではありません)。 屋部、屋我地地域及び久志東部地区は各基地局(主に公民館)からお客様宅までは、無線での接続になります。
サービスメニュー	ホームページ閲覧、電子メール(加入されると電子メールアドレスを1個付与)
加入等に関するお問い合わせ先	名護市ブロードバンド接続サービス ヘルプデスク受付 (運用会社…NTTビジネスソリューションズ(株)九州支店ITビジネス部沖縄IT営業担当) ☎0120-930-262(フリーアクセス)※携帯電話からの通話可 受付時間…9:00~17:00(月曜~金曜) ※土曜、日曜、祝日、年末年始は休みとなります。
料金に関するお問い合わせ先	NTTビジネスソリューションズ株式会社九州支店 ITビジネス部 ☎0120-385-562(フリーアクセス)※携帯電話からの通話可 受付時間…平日の9:00~17:00 ※土日、祝日、年末年始は休みとなります。

●対象エリア ※おおよその目安です。地域によっては対象外の場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

